

令和5年度税制改正に関する
要 望 書

福 島 県 町 村 会
会 長 遠 藤 智

令和5年度税制改正に関する要望

我が国は、喫緊の課題である人口減少克服、地方創生、デジタル社会の推進等に国・地方を挙げて取り組んでいるところであるが、町村の現状は、急速な少子高齢化や基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱え、また、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされている。

さらに、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等により国民生活は、安心感と安定感が失われており、加えて豪雨や地震等自然災害が頻発し、その被害は広域化、激甚化している。

このような中、町村が災害や感染症に強く、持続可能な活力ある地域を創生するためには、偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築するとともに、町村にとっての命綱である地方交付税の安定的確保等により地方の自主財源を拡充し、町村財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和5年度税制改正にあたっては、町村が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、次の事項の実現を強く要望する。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次の事項を講じること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

2. 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (2) 土地に係る負担調整措置における商業地等の課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り2.5%とする措置が講じられたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある事業者への支援は本来予算措置等により対応すべきものであり、市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではないので、令和5年度は負担の均衡化に向けて既定の負担調整措置を確実に実施すること。
- (3) 土地の負担軽減措置等については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。
- (4) 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

(5) 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 森林環境譲与税譲与基準の見直し

森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合の見直しを検討すること。

4. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税金の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

5. 電気供給業・ガス供給業に対する法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス供給業に対する法人事業税については、行政サービスの受益に応じて課税する観点から、長年にわたり収入金額課税方式が採用され、地方税金の安定化に大きく貢献しており、さらに法人事業税収入の一定割合は市町村へ交付され、貴重な財源となっていることから現行制度を堅持すること。

6. 自動車関係諸税のあり方の検討にあたっての地方財政への配慮

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業など社会インフラ財源の確保は喫緊の課題であり、財政需要は今後とも増嵩していくことから、地方自治体の行政サービスの貴重な財源である自動車関係諸税の重要性はますます高まると考えられる。

一方で、自動車を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえれば、現行制度を前提とした場合、電動化の進展などに伴い減収していくことが懸念されることから、あり方について検討を行う場合には、地方税金の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

7. 地方拠点強化税制の拡充

地方拠点強化税制については、地域経済の活性化や地域における雇用の創出をさらに進めるため、税額控除の拡大など制度の拡充を図ること。

8. 個人住民税の充実確保等

個人住民税のあり方の検討にあたっては、この税が地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな課税控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

9. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

10. 航空機燃料譲与税の特例延長

航空機燃料譲与税は、空港関係町村における航空機の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっているので、令和5年3月末までとなっている譲与割合の引き上げ措置の延長等、町村に減収が生じることのないようにすること。

11. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて町村の理解を得ながら進めること。また、町村の基幹税務システムの標準化の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえるとともに、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

12. 退職等年金給付積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長

「退職等年金給付」の積立金に対する特別法人税については、令和4年度まで課税停止措置が講じられているが、公務員の退職後の生活維持のため、撤廃または課税停止措置を延長すること。

13. 出産育児一時金の支給額見直しに伴う非課税措置等の継続

地方公務員法共済組合法に基づく保険給付としての出産費及び家族出産費については、健康保険制度に準じた取り扱いとなっているが、健康保険法に基づく出産育児一時金が見直される場合にあっても、これまで同様の措置を継続すること。